

□ 賛助会費及び入会（継続）手続き等

1 賛助会費（年会費）

- ◇ 法人・団体・企業等 1口 10,000円（口数無制限）
- ◇ 個人 1口 3,000円（口数無制限）

2 賛助会員入会（継続）手続き等

- (1) 別紙「賛助会員入会申込書」（入会：様式1号）又は、「賛助会員入会申込書」（継続用：様式3号）を事務局宛に御送付ください。
- (2) 賛助会費は、次によりお振り込みください。

【ゆうちょ銀行口座にお振り込みいただく場合】

- ① 同封の赤い「払込取扱票」（通常払込料金加入者負担）を御利用ください。 振込手数料は、不要です。

| 払込取扱票 | | | | | | | | | | 通常払込料金加入者負担 | | | |
|--------------------------|--|--|--|--|--------|--|--|--|--|-----------------|--|--|--|
| 口座記号 | | | | | 口座番号 | | | | | 金額 | | | |
| 017707 | | | | | 122368 | | | | | 千 百 十 万 千 百 十 円 | | | |
| 加入者名 公益財団法人宮崎県スポーツ協会賛助会費 | | | | | | | | | | 備考 | | | |
| 通 信 欄 | | | | | | | | | | 金額 | | | |

振替払込請求書兼受領証

| 口座記号 | | | | | | | | | | 通常払込料金加入者負担 | | | |
|--------------------------|--|--|--|--|--------|--|--|--|--|-------------|--|--|--|
| 017707 | | | | | 122368 | | | | | 金額 | | | |
| 加入者名 公益財団法人宮崎県スポーツ協会賛助会費 | | | | | | | | | | 金額 | | | |

記載事項を訂正した
切り取らないで出す

- ② 郵便局に置かれている 青い「払込取扱票」を使用してお振り込みいただく場合、振込手数料をご負担いただくこととなります。

- ③ ゆうちょ銀行以外の銀行からお振り込みいただく場合

店番号 179（ゆうちょ銀行 木花店）

当 番 0122368 [お振り込み手数料が必要となります。]

【宮崎銀行口座にお振り込みいただく場合】

宮崎銀行 木花支店 [お振り込み手数料が必要となります。]

普通預金 122656

口座名 公益財団法人 宮崎県スポーツ協会 賛助会費

3 その他

- (1) 会員様には、本県スポーツ振興に関する情報等を御提供いたします。
- (2) 法人等で3口以上の会員様は、御希望があれば本協会ホームページにバナー広告を掲載させていただきます。掲載の可否を申込書で御回答ください。
- (3) 本協会の広報誌及びホームページに会員様の法人名・団体名・氏名等を掲載させていただきます。記載の可否を申込書で御回答ください。
- (4) 寄附金の税制上の優遇処置については別紙のとおりです。
- (5) 毎年度、法人名等掲載ポスターを送呈致します。
- (6) 賛助会員様の個人情報、本事業以外の目的で使用することはありません。

「私たちは宮崎のスポーツを応援します！」

税制上の優遇処置について

本会は、税制上の「特定公益増進法人」に該当しますので、本会賛助会へ加入した場合、優遇措置（寄附金控除）を受けることができます。つまり、所得税の還付が受けられます。（ただし、確定申告が必要です。）

◇個人による寄附の場合

・所得税

(1) 所得控除（一定額を所得から控除する制度）

所得控除額 = 寄附金合計額 - 2,000円

控除の限度額 = 年間所得額の40%

軽減される税額 = (例) 800円 (1万円の寄附、所得税率10%の場合)

(2) 税額控除（一定額を所得税から控除する制度）

税額控除額 = (寄附金合計額 - 2,000円) × 40%

控除の限度額 = 年間所得税額の25%

軽減される税額 = (例) 3,200円 (1万円の寄附の場合)

※ (1) 又は (2) のどちらかを選択することができる。

・住民税

税額から控除される額

県の条例指定 (寄附金額 - 2,000円) × 4%

市町村の条例指定 (寄附金額 - 2,000円) × 6%

◎重複であれば (寄附金額 - 2,000円) × 10%

◇法人による寄附の場合

所得控除

損金算入額

(1) 次のいずれか少ない金額

① 寄付金の合計額

② 特別損金算入限度額

(資本金等の額 × 0.375% (3.75/1,000) + 所得金額 × 6.25% (6.25/100)) × 1/2

※上記により損金に算入されなかった金額は一般寄附金の額に含まれる。

↓

(2) 一般の寄附金損金算入限度額

(資本金等の額 × 0.25% (2.5/1,000) + 所得金額 × 2.5% (2.5/100)) × 1/4

(例) 資本金 20,000,000円(2千万円)

所得 10,000,000円(1千万円)

寄附金 1,000,000円(100万円)

(1) について

① 100万円

② 35万円 (A)

①・②の少ない方 → 35万円を損金に参入することになる。

(2) について

7万5千円 (B)

(A) + (B) = 42万5千円が損金算入となる。